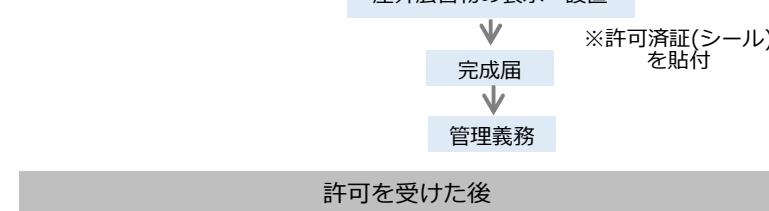
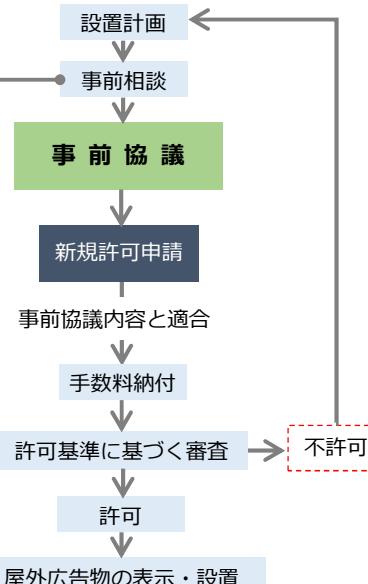


10 屋外広告物の許可申請について

●許可申請のフロー

- ・関係法令等の事前相談
- ・工作物確認申請
- ・道路占用許可
- ・道路使用許可
- ・地区計画届出
- ・まちなみデザイン協定など



●事前協議に必要な書類等

- ・屋外広告物等事前協議書
- ・形状等及び表示の方法の仕様書、図面
- ・付近の見取図
- ・位置図
- ・表示又は設置場所及びその周辺の現況がわかるカラー写真
- ・景観チェックリスト
- ・その他市長が必要と認める図書

●許可申請（新規）に必要な書類等

- ・屋外広告物等許可申請書
- ・申請手数料
- ・代理権を証する書面（代理人申請の場合）
- ・表示・設置場所の使用権を証する書類
- ・形状等及び表示の方法の仕様書、図面
- ・付近の見取図
- ・位置図
- ・関係法令の許可書等の写し
- ・その他市長が必要と認める図書

●許可申請（更新）に必要な書類等

- ・屋外広告物等更新許可申請書
- ・申請手数料
- ・代理権を証する書面（代理人申請の場合）
- ・表示・設置場所の使用権を証する書類
- ・関係法令の許可書等の写し（更新・変更の場合）
- ・屋外広告物等安全点検結果報告書（点検状況を明らかにしたカラー写真、点検者の資格証の写しを含む）
- ・その他市長が必要と認める図書

11 屋外広告業の登録について

※ 詳しくは、別冊「屋外広告物の手引き（屋外広告業登録編）」をご覧ください。

●屋外広告業の登録とは

山形市内で屋外広告業（屋外広告物の表示・設置に関する工事を行う事業）を営むには、山形市の屋外広告業の登録が必要です。登録を受けていない業者は、山形市内で屋外広告業を営むことができません。違反した者は、罰則が科せられる場合があります。

山形市と山形県内の他の市町村でも屋外広告業を営む場合は、山形県へ業登録後、山形市へその旨の届出を行う特例屋外広告業届出制度があります。

●登録のための要件

屋外広告業の登録を受けるためには、「屋外広告業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者」等の登録拒否事項に該当しないことが必要になります。

●登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。

※ 現に受けている登録の有効期間の満了後も屋外広告業を営もうとする場合は、有効期間の満了する30日前までに登録更新の申請が必要です。

●登録の取消し、罰則

不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき等には、その登録が取り消されたり、営業の停止を命ぜられたりする場合があります。

また、措置命令に違反したとき等には、罰則が科せられる場合があります。

●登録手数料

新規・更新ともに1万円です。

美しい山形市の景観まちづくり

屋外広告物のルールを守りましょう

平成31年4月の中核市移行に伴い、屋外広告物に関する権限が山形市に移譲されたため、山形市屋外広告物条例を施行しました。



1 屋外広告物規制の目的

屋外広告物は、適切な案内や誘導、情報の提供、街の活気や賑わいの創出に寄与するなど、私たちの生活に欠かせないものです。また、景観形成における重要な構成要素でもあります。

山形市では、良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物法に基づく「山形市屋外広告物条例」により、必要なルール（屋外広告物の基準や規制）を定めています。

2 屋外広告物とは

屋外広告物法では、次の4つの条件をすべて満たすものを「屋外広告物」としています。

- 1 常時または一定の期間、継続して表示されるもの**
(街頭で配られるビラやチラシは含まれません。)

- 2 屋外で表示されるもの**
(建物の内部や窓ガラスの内側などに表示されるものは含まれません。)

- 3 公衆（不特定多数の人）に対して表示されるもの**
(駅の構内や野球場の中など特定の人に対して表示されるものは含まれません。)

- 4 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔、建物、その他の工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの**

3 屋外広告物の区分

屋外広告物は、以下の3つに区分されます。

■自家広告物■

自己の氏名、店名、屋号、商標、事業内容、営業内容を表示するため、自己の住居、店舗、事業所、営業所に表示・設置する屋外広告物で敷地外に突出しないものの

■案内広告■

施設名、位置、方向、距離のみを表示するもの（施設から道程5km以内に表示・設置されるもので、3個を限度とします）

■一般広告■

自家広告物や案内広告に該当しないもの（自己の店舗の敷地外に表示する屋外広告物など）

4 禁止広告物と禁止物件

●禁止広告物

- ① 著しく汚染、退色、塗料等の剥離したもの
- ② 使用材料が著しく破損、老朽したもの
- ③ 倒壊、落下のおそれのあるもの
- ④ 信号機、道路標識等と混同されるおそれのあるもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

●禁止物件

- 以下のような物件には、地域に関係なく、原則として屋外広告物を表示・設置してはいけません。
 - 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、擁壁、街路樹、石垣、銅像、記念碑、送電塔、道路標識、信号機、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、消火栓、郵便ポスト、煙突、ガスタンク、景観重要建造物、景観重要樹木
 - 電柱、街路灯柱その他これらに類する物件には、はり紙やはり札、立看板を表示してはいけません。

お問い合わせ

山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL : 023-641-1212 (内線 525) FAX : 023-624-8903 E-mail : machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

5 規制地域

●特別規制地域と普通規制地域 (規制地域によって許可申請の有無等が異なります。)

	特別規制地域		普通規制地域		
区分	第1種 特別規制地域	第2種 特別規制地域	第1種 普通規制地域	第2種 普通規制地域	第3種 普通規制地域
地域の概要	自然環境や文化の保全が望まれる地域など	住環境の保全が必要な地域、高速道路や鉄道、観光道路沿いの地域など	主要な道路沿いなど	一般市街地など	商業地など
	風致地区、文化財の周囲50m以内の地域、都市公園、保安林、古墳、墓地・火葬場など	高速道路・鉄道の両側500m以内の地域、インターチェンジ・県境から国道3km以内の国道・県道の両側500mの地域、第一種・第二種低層住居専用地域、国立公園・国定公園の普通規制地域を除く)	国道・県道・広域農道の両側500m以内の地域、(第2種・第3種普通規制地域、鉄道の両側500m以内の地域以外の特別規制地域を除く)	第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準工業地域	近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域
自家広告物	許可申請は不要 ※ただし、各地域区分の設置基準に適合する必要があります。		許可申請は不要 ※ただし、各地域区分の設置基準に適合する必要があります。 特殊装置広告は、第2種特別規制地域の設置基準を超える場合は、 許可が必要 となります。		
案内広告	許可申請は不要 ※ただし、各地域区分の設置基準に適合する必要があります。		許可が必要 ※さらに、各地域区分の設置基準に適合する必要があります。		
一般広告物	設置できません ※既に設置されている場合は、撤去または案内広告としての基準を満たすような変更が必要となります。		許可が必要 ※さらに、各地域区分の設置基準に適合する必要があります。		

●広告物特別活用区域

まちの賑わいが求められる区域等で、景観審議会を経て指定されます。区域内は、設置基準に適合しない屋外広告物であっても、景観上や安全上において支障を及ぼすことがないと特別に認められるものは、表示・設置が可能となります。

●景観重点地区

景観計画において景観重点地区の指定があった場合は、その地区内で独自の設置基準を定めることができます。

6 適用除外

※ 詳しくは別冊「屋外広告物の手引き（ガイドライン編）」をご覧ください。

普通規制地域でも許可なく表示でき、特別規制地域であっても表示できる場合や、禁止物件に表示できる場合があります。

7 特定景観誘導基準（概要）

※ 設置基準ではなく、配慮していただく基準です。

設置基準以外の配慮事項として、景観計画に定める9つの景観類型ごと「屋外広告物の特定景観誘導基準」があります。

屋外広告物の表示・設置の際は、その形態・意匠や色彩、素材等について、良好な景観形成に向けた配慮をお願いします。

	山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観
形態・意匠	周辺の景観に配慮し、調和したものの	集落地の家並みに配慮し、周辺の景観と調和したものの	周辺の建築物の形態と調和したもの	歴史性を意識し、通りのまちなみ配慮したもの	周辺の景観に配慮し、調和したもの	周辺の建築物の形態と調和したもの	・落ち着いた色調のもの ・色数を抑える ・地色に制限あり（※）	・周辺と調和したもの ・色数を抑える ・地色を抑える	
色彩	・周辺と調和したもの ・色数を抑える								
素材（反射材）	極力使用しない	大部分に使用しない	周辺と調和して使用	使用しない	大部分に使用しない	周辺と調和して使用			
電光表示・照明	一	一	一	点滅するものは使用しない	一	一			

(※)	色相	R（赤）	YR（黄赤）	Y（黄）	その他
	彩度	10以下	10以下	10以下	8以下

8 主な設置基準

※ 下記以外の屋外広告物（広告幕（道路を横断するもの）、アドバルーン、アーチ、はり紙、はり札等、立看板等、電力柱等利用広告）の設置基準については、別冊「屋外広告物の手引き（ガイドライン編）」をご覧ください。

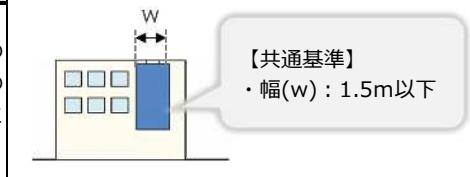
●屋外広告物の種類および規制地域ごとに、それぞれ設置基準が定められています。

【建植広告】 広告板・広告塔	規制地域	表示面積（S）	高さ（h）
	普通3種	30m ² 以下	15m以下
	普通2種	20m ² 以下	10m以下
	普通1種	・高さ（h）が15m以下で、その上端が道路端2mの高さから仰角14度※の範囲内にあること。 ・幅（w）：高さ（h）の2分の1以下 ・建植広告相互間の距離：50m以上	
	（自家広告物）	10m ² 以下	8m以下
	特別2種	5m ² 以下	5m以下
	特別1種	3m ² 以下	3m以下

※ 仰角14度は、4進むと1あがる勾配。

【屋上利用広告】 広告板・広告塔	規制地域	建物の最大壁面積を1としたときの合計表示面積（S）の割合	建物の合計壁面積を1としたときの合計表示面積（S）の割合	その他
	普通3種	3分の1以下	3分の1以下	・広告物の高さ（h）が20m以下で、建物の高さの2分の1以下
	普通2種	4分の1以下	4分の1以下	・建物の端から突出しないこと
	普通1種	5分の1以下	5分の1以下	
	特別2種	—	—	設置できません
	特別1種	—	—	

広告幕（道路を横断しないもの）・広告旗



【壁面利用広告】 壁面平面広告板	規制地域	表示面積（S）	1壁面全体（A）に占める合計表示面積	その他	
	普通3種	30m ² 以下	60m ² 以下	3分の1以下	
	普通2種	20m ² 以下	40m ² 以下		
	普通1種	10m ² 以下	20m ² 以下		
	特別2種	5m ² 以下	5m ² 以下		
	特別1種	3m ² 以下	3m ² 以下		

【壁面利用広告】 壁面突出広告板	規制地域	一面の表示面積（S）	1壁面全体（A）に占める合計表示面積	その他	
	普通3種	30m ² 以下	30m ² 以下	3分の1以下	
	普通2種	20m ² 以下	20m ² 以下		
	普通1種	10m ² 以下	10m ² 以下		
	特別2種	5m ² 以下	5m ² 以下		
	特別1種	3m ² 以下	3m ² 以下		

LED等を利用した『映像広告』を表示する場合、普通規制地域において面積の制限があります。

建植広告、壁面利用広告

規制地域	一般広告物	自家広告物		規制地域	一般広告物	自家広告物
		特別2種の基準以下	特別2種の基準を超える			
普通3種	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	普通3種	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません
普通2種	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	普通2種	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません
普通1種	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	普通1種	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません
特別2種	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	特別2種	設置できません	設置できません
特別1種	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません	特別1種	設置できません	設置できません

※ 蛍光灯などの他の光源を使用した内照式や、投光器を用いたものは、特殊装置にあたりません。

9 屋外広告物の安全点検

※ 詳しくは別冊「屋外広告物の手引き（ガイドライン編）」をご覧ください。

屋外広告物の表示者・設置者は、当該